

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月4日

守谷市長 松 丸 修 久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○

氏名 ○○○○○

2 和解の内容

（1）事故発生日時

令和7年7月16日 午前11時00分頃

（2）事故発生場所

守谷市内

（3）事故の概要

市道を自動車で走行中、道路に設置されていた金属製の道路
境界プレートが剥がれてひっくり返っており、そのプレートが
当該自動車の運転席側右前輪に刺さりタイヤを損傷させた。

（4）損害賠償額

26,800円

報 告	頁 数
19号	2